

第6章 基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」を公布、平成11年6月に全面施行され、本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から全面施行し、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続きが実施されている。

また、県では、法又は条例の対象とならない比較的小規模な事業等であって、県が主体となる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成17年度中に指導・審査を行った実績は、表1aのとおり11件で、そのうち終了7件、手続中4件であり、法の対象となった事業の審査が1件、条例の対象となった事業の審査が1件あった。

また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表1bのとおり合計で258件、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成17年度までの審査終了件数が158件と、全体の約61%を占めている。

表1a 平成17年度環境影響評価指導審査実績（平成18年3月31日現在）

○法対象事業

| No. | 事業名 | 事業主体 | 規模 | 備考 |
|-----|------------------------|--------------|-----------|-------|
| 1 | 一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路 | 国土交通省九州地方整備局 | 4車線、約12km | 準備書受理 |

○条例対象事業

| No. | 事業名 | 事業主体 | 規模 | 備考 |
|-----|---------------------|-------------------|-------------------------------|------------|
| 2 | (仮称)大分製鐵所5コークス炉設置計画 | 新日本製鐵(株) 大分製鐵所 | 排ガス量 32万Nm ³ /h | 評価書受理 ★ |

○その他の事業

| No. | 事業名 | 事業主体 | 規模 | 備考 |
|-----|--------------------|------|--------|-----------|
| 1 | 森川砂防工 | 県 | 約500m | ※ |
| 2 | 久木野尾川農業用ダム | 県 | 5.8ha | ★※ |
| 3 | 大分都市計画道路事業(庄の原佐野線) | 県 | 1.78km | 環境配慮調書受理※ |
| 4 | 大分港港湾計画(改訂) | 県 | — | ※ |
| 5 | 県道川上玖珠線道路改良事業 | 県 | 3.2km | ★※ |
| 6 | 別府港(関の江地区)公有水面埋立 | 県 | 約1.7ha | ★ |
| 7 | 佐伯港(海崎地区)公有水面埋立 | 県 | 約0.6ha | ★ |
| 8 | 国道217号道路改良事業残土処理場 | 県 | 約1.9ha | ★※ |
| 9 | 千怒越トンネル工事残土処理場 | 県 | 約1.8ha | ★※ |

※大分県環境配慮推進要綱に基づくもの

★平成17年度審査済

表1b 環境影響評価の審査終了件数の推移

| 事業 年度 | 事業等 主体 | 開発保全 整備計画 | | | 港湾計画 | | | 公有水面埋立 | | | 電源 立地 | | | 道路 | | | 農村 工業 導入 | | | 都市計画 | | | 土地造成 | | | 住宅団地 | | | 施設 | | | 実施主体別件数 |
|----------|-----------|--------------|-----|----|------|-----|----|--------|-----|----|----------|----|---|-----|----|----|----------------|----|----|------|----|-----|------|----|-----|------|----------|------------|-----|----|---|---------|
| | | 県 | 市町村 | 公社 | 県 | 市町村 | 國 | 県 | 市町村 | 民間 | 市町村 | 國 | 県 | 市町村 | 公社 | 民間 | 市町村 | 公社 | 民間 | 市町村 | 國 | 県 | 市町村 | 民間 | 市町村 | 民間 | ゴルフ 場 | リゾート 施設 | その他 | | | |
| S49 | 3 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| S50 | 3 | 1 | | 2 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 1 | 0 | 0 | 8 | | |
| S51 | | 1 | | 1 | | | | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 6 | | |
| S52 | | | | 1 | | | | 1 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 5 | | |
| S53 | | | 1 | | | 2 | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 4 | 4 | 0 | 0 | 10 | | |
| S54 | | | 1 | | | 1 | 2 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 9 | | |
| S55 | | | | | | 1 | 4 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 4 | 3 | 0 | 1 | 9 | | |
| S56 | | | | 1 | | | 4 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 | | |
| S57 | | | | | 1 | 2 | 3 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 5 | 2 | 0 | 0 | 9 | | | |
| S58 | | | | | | | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 9 | | | |
| S59 | | | | | | | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 6 | | |
| S60 | | | | | | | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 9 | | |
| S61 | | | | | | | 3 | 3 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 5 | | | |
| S62 | | | | | | | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 | | |
| S63 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| H1 | | | | | | 11 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 12 | 8 | 0 | 0 | 20 | | |
| H2 | | | | | | | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 2 | 0 | 1 | 10 | | | |
| H3 | | | | | | | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 5 | | |
| H4 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 5 | | |
| H5 | | | | | | | 1 | 1 | 5 | 3 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 3 | 1 | 6 | 17 | | | |
| H6 | | | | | | | 1 | 1 | 5 | 3 | 2 | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 6 | 3 | 0 | 7 | | | |
| H7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | | |
| H8 | | | | | | | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | 2 | | | |
| H9 | | | | | | | | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | | | | | 0 | 6 | 3 | 0 | 7 | 16 | | | |
| H10 | | | | | | | | 1 | 4 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 8 | | | |
| H11 | | | | | | | | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 1 | 0 | 3 | 11 | | | |
| H12 | | | | | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | | |
| H13 | | | | | | | | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | | |
| H14 | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |
| H15 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | | |
| H16 | | | | | | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 8 | 2 | 0 | 10 | | |
| H17 | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | | |
| 計 | 6 | 2 | 1 | 21 | 1 | 11 | 83 | 58 | 6 | 6 | 6 | 11 | 1 | 3 | 2 | 6 | 2 | 11 | 3 | 4 | 17 | 128 | 68 | 5 | 35 | 257 | | | | | | |

第2節 環境に配慮した取組の推進

第1項 ISO14001大分県環境マネジメントシステムの推進

平成11年1月に本府3庁舎の知事部局においてISO14001の認証を取得した本県の環境マネジメントシステムは、平成17年より第3期目

の取組となった。平成17年度には、大分県新環境基本計画の策定に伴い、この計画の5つの基本目標と環境方針の整合性を確保するため、環境方針を次の表のとおり変更した。

環境方針

県民共有の財産である恵み豊かな自然と共に共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。私はこのことを念頭に置き、県民総参加によるごみゼロおおいた作戦を通じ、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かで多様な自然を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保などに努め、豊かな自然と人間とが共生する美しく快適で潤いのある地域環境を創造します。

2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の循環資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた循環を基調とする地域社会を構築します。

3 地球環境問題への取組の推進

県民、事業者及び行政が連携し、省資源、省エネルギーなどの環境負荷低減の取組や二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進するとともに、より環境にやさしいエネルギーを開発、導入するなど、地球環境問題の解決に積極的に取り組む社会を構築します。

4 環境産業の育成

企業と大学との連携など新たなネットワークづくりを促進することによって、環境に負荷をかけずに製造する技術や廃棄物をリサイクルする技術等の研究開発や新たな資源循環の流れづくりを支援し、循環型環境産業を育成するとともに、環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた循環型社会」を実現します。

5 すべての主体が参加する地域社会の形成

学校・家庭や自治会などで構成される地域社会・職場等、多様な場における環境教育・学習や実践活動を通して、それぞれが多様な立場から環境問題の本質や取組方法を考え、解決する能力や態度を身につけるとともに、それぞれが協働しながら「持続可能な地域づくり」を実践する地域社会を形成します。

以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。

また、職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

2005年12月1日

大分県知事 広瀬勝貞

また、大分県新環境基本計画の5つの基本目標ごとに66の環境目標を設定して取組を進めた結果、達成（おおむね達成を含む）55項目、未達成8項目（未確定3項目）となった。主な環境目標の達成状況は次の表2-1bのとおりである。

なお、第3期目を迎え、ISO14001の規格内での一層の業務簡素化・軽減化、他の類似制度との重複整理等、効率で実効性のあるシステム構築の観点から、システムの一部見直しを行っている。

- 本庁3庁舎におけるエコオフィス活動の結果**
- 本県の環境マネジメントシステムの中では、県も一事業者として日常業務の中での節電や紙ごみ等の廃棄物の削減など「エコオフィス活動」に取り組むことにより、環境に優しいオフィスづくりを目指してきたが、その結果については次の表2-1cのとおりである。なお、エコオフィス活動の実態把握は、平成17年度より大分県地球温暖化対策実行計画の実績により把握することとなった。

表2-1b 平成17年度の主要な環境目標の達成状況

| 環境方針 | 主要な環境目標 | 達成状況 | 担当部局 |
|----------------------------------|--|-------------------------------|-------|
| 1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造 (15項目) | 自然公園指導員の育成（57名委嘱） | 委嘱数57名 | 企画振興部 |
| | 河川法で位置付けられている河川整備計画の策定（策定済水系数8河川） | 策定済水系数8河川 | 土木建築部 |
| | 都市公園面積の増加を推進（1人当たり面積11.0m ² ） | 1人当たり都市公園面積11.0m ² | 土木建築部 |
| 2 循環を基調とする地域社会の構築 (29項目) | 低公害車の普及促進（普及率19.2%） | 低公害車普及率23.2% | 生活環境部 |
| | 産業廃棄物監視員による監視・指導の実施（700回） | 監視・指導回数1,214回 | 生活環境部 |
| | 老朽化した農業用ため池の改修による安定水源の確保（8か所） | ため池等の改修8か所 | 農林水産部 |
| 3 地球環境問題への取組の推進 (11項目) | 地球環境家族の登録（500家族） | 登録家族数839家族 | 生活環境部 |
| | 豊かな国森づくり大会（参加者1,000名） | 参加者数1,000名 | 農林水産部 |
| | 県営林において保育間伐を実施（130ha） | 保育間伐の実施130ha | 農林水産部 |
| 4 環境産業の育成 (4項目) | 環境分野における研究開発の促進（採択件数1件） | 採択件数2件 | 商工労働部 |
| 5 すべての主体が参加する地域社会の形成 (7項目) | 環境教育アドバイザーの派遣（派遣団体数52団体） | 派遣団体数57団体 | 生活環境部 |
| | 県民一斉ごみゼロ大行動への参加促進（参加延人数130,000人） | 参加延人数233,190人 | 生活環境部 |
| | 夏の夜の大作戦（キャンドルナイト）への参加促進（参加施設数645施設） | 参加施設数1,154施設 | 生活環境部 |

表2-1c 本庁3庁舎におけるエコオフィス活動の結果

| | H16 | H17 | 増減割合 |
|-------------------------|------------|------------|---------|
| 電気使用量 (kwh) | 7,923,968 | 7,913,577 | -0.13% |
| ガス使用量 (m ³) | 251,245 | 222,825 | -11.31% |
| コピー用紙使用量 (枚) | 53,682,000 | 56,028,500 | 4.37% |
| 水の使用量 (m ³) | 73,248 | 70,268 | -4.07% |
| 可燃ごみの排出量 (kg) | 196,810 | 162,730 | -17.32% |

第2項 グリーン購入の促進

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能ななものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、**環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務**（以下、「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等の購入の促進を進めるためには、環境物品等の供給を促進するとともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの

取組を併せて実施していくことが重要である。

このことから環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらすために、国では「**国等による環境物品等の調達の推進に関する法律**」を定め自ら率先して環境物品等の調達を推進している。

この法律を受け、県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として平成14年4月から「大分県グリーン購入推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進すると同時に、これを通じて物品納入業者等に対して環境に配慮した自主的な事業活動を働きかけを行っている。平成17年度調達実績は次の表2-2とおりである。

表2-2 平成17年度環境物品等の調達実績

| 大品目 | 特定調達品目 | 調達率(%) |
|-------------|---------------------|--------|
| 紙類 | コピー用紙 | 97.94 |
| | フォーム用紙 | 96.93 |
| | インクジェットカラープリンター用塗工紙 | 82.94 |
| | ジアゾ感光紙 | 96.16 |
| | 印刷用紙（カラー用紙を除く） | 86.93 |
| | 印刷用紙（カラー用紙） | 90.81 |
| | 衛生用紙（トイレットペーパー） | 98.34 |
| | 衛生用紙（ティッシュペーパー） | 88.32 |
| 文具類 | | 95.69 |
| 機器類 | いす | 98.31 |
| | 机 | 93.11 |
| | 棚 | 69.87 |
| | 収納用什器（棚以外） | 38.12 |
| | ローパーティション | 100 |
| | コートハンガー | 0 |
| | 傘立て | 96.86 |
| | 掲示板 | 100 |
| | 黒板 | 100 |
| | ホワイトボード | 88.35 |
| OA機器 | コピー機 | 100 |
| | 複合機 | 14.15 |
| | 拡張性のあるデジタルコピー機 | 実績無し |
| | プリンタ | 91.56 |
| | プリンタ／ファクシミリ兼用機 | 100 |
| | ファクシミリ | 84.22 |
| | スキャナ | 74.11 |
| | 磁気ディスク装置 | 64.1 |
| | ディスプレイ | 89.67 |
| | シュレッダー | 91.94 |
| | デジタル印刷機 | 100 |
| | | |
| 家電製品 | 冷蔵庫 | 73.52 |
| | 冷凍庫 | 100 |
| | 冷凍冷蔵庫 | 92.93 |
| | 電気便座 | 実績無し |
| エアコンディショナー等 | エアコンディショナー | 100 |
| | ガスヒートポンプ式冷暖房機 | 実績無し |
| | ストーブ | 61.08 |

| 大品目 | 特定調達品目 | 調達率(%) |
|----------|------------------------------|--------|
| 温水器等 | 電気給湯器 | 100 |
| | ガス温水機器 | 94.32 |
| | 石油温水機器 | 実績無し |
| | ガス調理機器 | 100 |
| 照 明 | 蛍光灯照明器具 | 98.89 |
| | 蛍光管（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ） | 93.82 |
| 自動車等 | 自動車 | 89.81 |
| | E T C 対応車載器 | 66.07 |
| | V I C S 対応車載器 | 実績無し |
| 消火器 | 消火器 | 95.35 |
| 制服・作業服 | 制服 | 78.48 |
| | 作業服 | 70.23 |
| | | |
| インテリア・寝装 | カーテン | 94.92 |
| | タフテッドカーペット | 100 |
| | タイルカーペット | 100 |
| | 織じゅうたん | 100 |
| | ニードルパンチカーペット | 実績無し |
| | 毛布 | 98.39 |
| | ふとん | 100 |
| | ベッドフレーム（医療用、介護用等特殊な用途のものを除く） | 100 |
| | マットレス（医療用、介護用等特殊な用途のものを除く） | 100 |
| | | |
| 作業用手袋 | 作業用手袋 | 88.42 |
| その他の繊維製品 | 集会用テント | 0 |
| | ブルーシート | 97.85 |
| | 防球ネット | 100 |
| 設備 | 太陽光発電システム | 実績無し |
| | 太陽熱利用システム | 実績無し |
| | 燃料電池 | 100 |
| | 生ごみ処理機 | 100 |
| | | |
| 役務 | 省エネルギー診断 | 実績無し |
| | 印刷 | 93.14 |
| | 食堂 | 実績無し |
| | 自動車専用タイヤ更生 | 100 |
| | 自動車整備 | 71.58 |
| | | |

第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図っていくことが必要である。また、県民、事業者や民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に推進していくことはもちろんのこと、こうした各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関するさまざまなニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状、条例及び計画や施策などの各種の情報については、県が開設するホームページの中で提供しており、中でも、平成15年9月より取り組んでいる県民運動「ごみゼロ

おおいた作戦」に関しては専用のページを設けて活動に関する情報の提供を行っている。

今後も、自然環境情報や水質・大気の監視データ等について地理情報システムを利用したデータベース化やインターネットを通じた環境学習情報の提供など、迅速かつ適切に情報提供が行われるよう新たなニーズに応じたシステムの構築を図ることとしている。

● 大分県のホームページ

<http://www.pref.oita.jp/>

● ごみゼロおおいた作戦

<http://www.pref.oita.jp/13010/gomi0/>

第4節 調査研究、監視・観測等の推進

第1項 衛生環境研究センターの概要

1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所、工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市曲芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部、水質部の5部2課制となった。

また、当センター内でダイオキシン類の分析を行うため、平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設し、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部、水質部の6部1課制となつたが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となつた。

平成15年2月、大分市高江ニュータウンに新庁舎が完成し、3月に芳河原台から移転した。

平成18年4月、組織改正により、6部制を廃止し、企画・管理、化学、微生物、大気・特定化学物質、水質の5担当制となつた。

業務は、次のとおりである。

(1) 企画・管理担当

- ① センターの運営についての総括
- ② 調査研究に関する総合調整及び評価
- ③ 衛生及び環境教育に関する企画
- ④ 研修指導及び精度管理に関する企画及び調整
- ⑤ 衛生及び環境に係る広報

(2) 化学担当

- ① 食品中の残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、その他規格基準に関する試験検査
- ② 自然毒に関する試験検査
- ③ 医薬品、医療用具等の試験検査
- ④ 衣服、家具等家庭用品の有害物質検査
- ⑤ 温泉に関する調査、分析
- ⑥ 衛生化学に関する調査研究
- ⑦ 衛生化学情報の収集及び解析
- ⑧ 食品衛生検査等に係る業務管理
- ⑨ 試験検査の研修・指導及び精度管理

(3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒、結核及び感染症発生動向調査事業等における病原微生物の検索
- ② 食品衛生法による食品の微生物学的検査
- ③ 公共用水域等の汚染指標細菌検査
- ④ 血液製剤及び医療器具等の無菌試験
- ⑤ 感染症の流行予測調査
- ⑥ 感染症の血清学的検査
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理

- ⑧ 微生物学に関する調査研究
- ⑨ 微生物情報の収集及び解析
- ⑩ 微生物学的検査技術の研修・指導及び精度管理

(4) 大気・特定化学物質担当

- ① 有害大気汚染物質の調査、分析
- ② 浮遊粉じんの測定、分析
- ③ ダイオキシン類の測定・分析
- ④ 大気汚染・発生源の常時監視
- ⑤ 交通環境・一般環境の大気測定調査
- ⑥ 悪臭物質の測定、分析
- ⑦ 国設酸性雨測定所の管理運営
- ⑧ 環境放射能の調査、分析
- ⑨ 酸性雨・ダイオキシン類の調査研究
- ⑩ 大気・ダイオキシン類環境情報の収集及び解析
- ⑪ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

(5) 水質担当

- ① 河川、海域、湖沼及び地下水等に係る水環境保全のための測定及び解析
- ② 排水監視及び未規制汚濁源に係る排水等の測定
- ③ 水質汚濁防止対策に係る排水等の測定
- ④ 農薬その他未規制物質に係る測定
- ⑤ 土壌・廃棄物・底質の測定
- ⑥ 水環境保全に係る調査研究
- ⑦ 水環境に係る生物学的調査研究
- ⑧瀬戸内海等における底質の調査研究
- ⑨ 水環境情報の収集及び解析
- ⑩ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成17年度における環境保全に関する試験研究は、資料編8 衛生環境研究センター関係資料表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編8 衛生環境研究センター関係資料 表衛生2, 3のとおりである。

第5節 規制法的手法の活用

第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種の作業を「特定作業」と定め、この特定作業を行う工場等を「特定工場等」とし、その新增設や施設の変更及びばい煙の排出等に対して規制を行っている。

本条例の規制基準は、ばい煙、排出水等について定めており、量規制方法の導入により、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成17年度末までの特定工場等の届出の状況は表5-1のとおりである。

第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、県では、資料編 表 大気3のとおり、現在9企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

表5-1 特定工場等の種類別内訳

| 別表番号 | 特 定 作 業 の 種 類 | 特定工場数 |
|------|--|-------|
| 1 | 石油製品の製造の作業 | 1 |
| 2 | 石油化学基礎製品の製造の作業 | 4 |
| 3 | 合成樹脂の製造の作業 | 3 |
| 4 | 合成ゴムの製造の作業 | 1 |
| 5 | 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業 | |
| 6 | 医薬品の製造の作業 | |
| 7 | 農薬の製造の作業 | |
| 8 | 1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業 | 2 |
| 9 | 化学肥料の製造の作業 | |
| 10 | 無機顔料の製造の作業 | |
| 11 | か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業 | |
| 12 | 10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業 | 1 |
| 13 | コークスの製造の作業 | |
| 14 | 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業 | 1 |
| 15 | 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業 | 2 |
| 16 | 建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業 | |
| 17 | 電気機械器具の製造の作業 | |
| 18 | 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業 | |
| 19 | 精密機械器具の製造の作業 | |
| 20 | 骨材の製造又は加工の作業 | 17 |
| 21 | セメント又は石灰の製造の作業 | 4 |
| 22 | 生コンクリートの製造の作業 | 94 |
| 23 | その他の土石製品の製造の作業 | 1 |
| 24 | パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業 | 1 |
| 25 | 発電の作業 | 4 |
| 26 | ガスの製造の作業 | |
| 27 | 汚水又は廃液の処理の作業 | |
| 28 | 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業 | 5 |
| 29 | 物の表面処理又はめっきの作業 | 30 |
| 30 | 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業 | |

備考：複数の特定作業を行っている特定工場については主たる業種を計数

第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

1 土地利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成8年7月に第三次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を

完了した。以降、第二次計画を29市町村（合併前の市町村数）で、第三次計画を6市町（合併前の市町村数）で策定しているが、今後、未改定の市町村に対して改定の指導を行っていくこととしている。

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示と、土地利用の調整等に関する事項が定められており、五地域の指定状況については、表5-3のとおりである。

表5-3 五地域の指定状況

(単位: ha, %)

| 区分 | | 平成11.3.31 現在 | 12.3.31 現在 | 13.3.31 現在 | 14.3.31 現在 | 15.3.31 現在 | 16.3.31 現在 | 17.3.31 現在 | 18.3.31 現在 |
|-------------|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 五 地 域 | 都市地域 | (16.4) 103,748 | (16.4) 103,751 | (16.4) 103,763 | (16.4) 103,763 | (16.4) 103,797 | (16.4) 103,802 | (16.4) 103,812 | (16.4) 103,814 |
| | 農業地域 | (64.9) 411,218 | (64.9) 411,019 | (64.9) 411,043 | (64.8) 410,888 | (64.9) 411,214 | (64.9) 411,414 | (64.9) 411,414 | (64.9) 411,414 |
| | 森林地域 | (71.4) 452,657 | (71.4) 452,366 | (71.4) 452,350 | (71.3) 452,150 | (71.3) 451,941 | (71.3) 451,918 | (71.3) 451,922 | (71.3) 451,916 |
| | 自然公園地域 | (27.6) 174,676 |
| | 自然保全地域 | (0.0) 15 |
| 五地域計 | | (180.2) 1,142,314 | (180.2) 1,141,827 | (180.2) 1,141,847 | (180.1) 1,141,492 | (180.1) 1,141,643 | (180.1) 1,141,825 | (180.1) 1,141,839 | (180.1) 1,141,835 |
| 白地地域 | | (1.2) 7,342 | (1.2) 7,348 | (1.2) 7,336 | (1.2) 7,339 | (1.1) 7,111 | (1.1) 7,077 | (1.1) 7,078 | (1.1) 7,078 |
| 合計 | | (181.4) 1,149,656 | (181.3) 1,149,175 | (181.3) 1,149,183 | (181.3) 1,148,831 | (181.2) 1,148,754 | (181.3) 1,148,902 | (181.3) 1,148,917 | (181.2) 1,148,913 |
| 県土面積 | | (100.0) 633,781 | (100.0) 633,770 | (100.0) 633,785 | (100.0) 633,797 | (100.0) 633,819 | (100.0) 633,841 | (100.0) 633,882 | (100.0) 633,915 |

備考：1 () は、県土面積に対する割合。

2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。

3 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握していた面積。

3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び注視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言・勧告をするとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

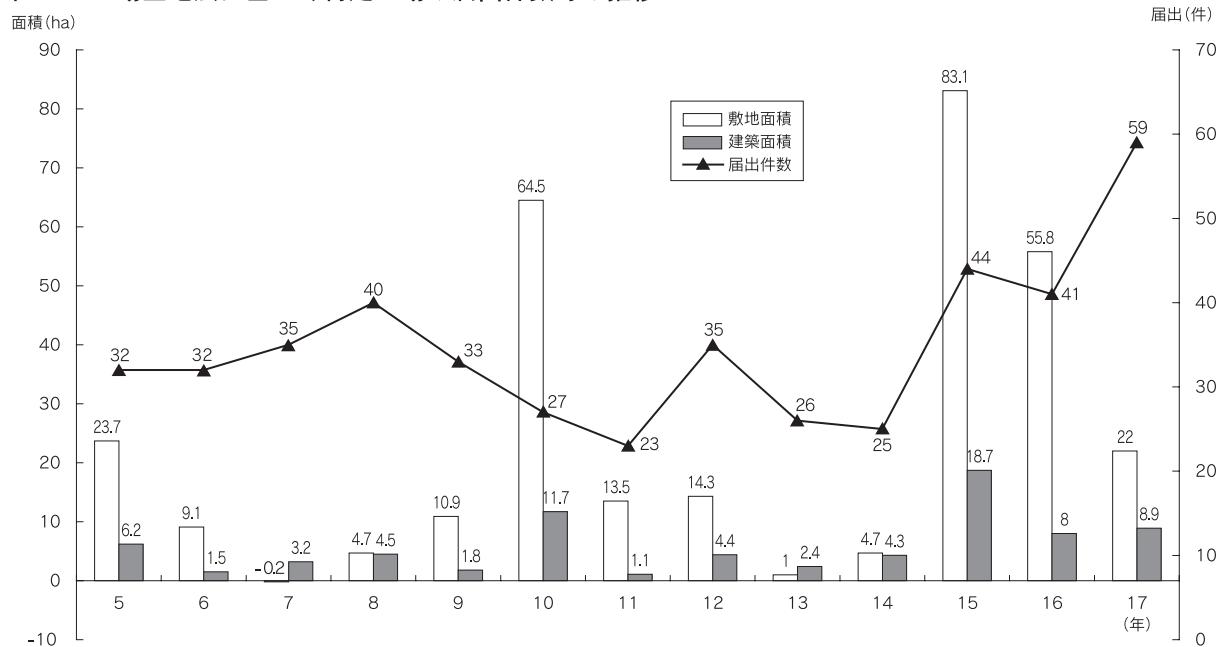
第4項 工場立地対策

本県では、「人と自然との共生」「都市と農村との共生」を基本理念に、従来から地域の実情に応じた工場誘致を行っている。工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000m²又は建築面積3,000m²を超える「特定工場」の新設・増設には、県知事への事前の届出が義務づけられている。県は、この届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図5-4のとおりである。

図5-4 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



第5項 環境犯罪の取締り

1 環境犯罪の傾向

県内の環境犯罪は、廃棄物の不法投棄事犯が殆どを占め、その態様は、産業廃棄物のみならず、家庭排出ごみ等一般廃棄物の不法投棄事犯が後を絶たず、県民のモラル低下が危惧される。

今後も同種事犯の発生が増加することが認められる。

2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に、廃棄物の不法投棄事犯を重点取締り対象とし、中でも、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを強化している。

近年の検挙状況は、表5-5のとおり、平成17年中は11件23名を検挙し、前年に比べて増加している。

表5-5 環境事犯法令別検挙状況

| 法令別 年別 検挙 | H12年 | | H13年 | | H14年 | | H15年 | | H16年 | | H17年 | |
|-----------------|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|
| | 件数 | 人員 |
| 水質汚濁防止法 | | | | | | | | | | | | |
| 瀬戸内法 | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄物処理法 | 7 | 22 | 10 | 28 | 11 | 19 | 7 | 13 | 6 | 8 | 11 | 23 |
| 河川法 | | | | | | | | | | | | |
| 軽犯罪法(騒音) | | | | | | | | | | | | |
| 自然公園法 | | | | | | | | | | | | |
| 森林法 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | | | 4 | 7 | | |
| 水質資源保護法 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 7 | 22 | 11 | 29 | 13 | 20 | 7 | 13 | 10 | 15 | 11 | 23 |

第6節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について内閣総理大臣の指示と承認を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成18年4月1日現在、全国32地域において計画が策定されている。

本県では、大分地区新産業都市の中核として工業化が進められた。大分市及び佐賀関町が、昭和46年に大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定した。その後、昭和62年10月には、大分市ののみを対象とした計画延長の指示を受け、主要幹線道路沿道の騒音対策、都市内中小河川の水質汚濁対策等の都市・生活型公害対策等を主要課題とする第4次計画（昭和63年3月承認）を策定した。現在は、第7次計画（平成15年2月同意）に基づき、各種の事業を推進している。

第1項 計画の策定状況

大分地域公害防止計画の策定状況は、表6-1のとおりである。

表6-1 大分地域公害防止計画の策定状況

| 計画次 | 計画期間 | 地域の範囲 |
|-----|------------|----------|
| 1次 | 昭和47～51年度 | 大分市、佐賀関町 |
| 2次 | 昭和52～56年度 | 大分市、佐賀関町 |
| 3次 | 昭和57～61年度 | 大分市、佐賀関町 |
| 4次 | 昭和62～平成3年度 | 大分市 |
| 5次 | 平成4～8年度 | 大分市 |
| 6次 | 平成9～13年度 | 大分市 |
| 7次 | 平成14～18年度 | 大分市 |

第2項 計画の概要

1 計画の目標

7次計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、騒音の各項目ごとに、環境基本法第16条に基づき定めた環境基準等としている。

2 計画の主要課題及びその対策

(1) 工業地域における大気汚染対策

当地域内において環境基準を達成できていない光化学オキシダント、ベンゼン及びこれまでに環境基準の達成状況の低かった浮遊粒子状物質について、対策を総合的かつ計画的に推進していく。

また、固定発生源対策として、法や県条例等に基づく排出基準等の遵守徹底を指導するとともに、良質燃料の導入や最新の公害防止技術の導入について指導を実施する。

(2) 自動車交通公害対策

当地域内における自動車交通量は年々増加しており、国道10号、国道210号において自動車排出ガスによる大気汚染及び自動車交通騒音の防止を図るため、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策等の施策を実施する。

(3) 河川及び別府湾の水質汚濁対策

環境基準の達成状況が良くない河川が存在するが、その主な原因は生活排水である。そ

のため、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、生活排水対策の普及啓発等を行っていく。

また、別府湾については、水質汚濁防止法に基づく第5次総量削減計画を策定し、規制対象工場・事業場のCOD、窒素及びりんの総量規制基準による規制を実施するとともに排水基準の適用を受けない小規模特定事業場及び未規制事業場についても排水処理などの指導を行う。

さらに、畜産排水対策、農地における農薬等による負荷量削減対策や、住民に対する環境教育、普及啓発等により環境保全の意識高揚に努める。

3 公害防止対策事業の推進状況

第7次大分地域公害防止計画は、平成14年6月に環境大臣から策定指示があり、翌15年2月に同意を得ている。

公害防止計画に基づく公害防止対策事業は、地方公共団体が主体となって実施するものと事業者が実施するものとに大別され、第7次計画における事業経費は、前者が約1,018.5億円、後者が約75億円と見込まれており、平成18年度末までに計画の目標が達成されるよう努め、各施策等を強力に推進することとしている。

第7節 公害紛争等の適正処理

第1項 公害苦情及び紛争の処理

1 公害苦情の現況

(1) 公害苦情の総件数

平成17年度に県及び市町村が新たに直接受理した公害に関する苦情件数は、796件で、前年度に比べ33件とやや減少した。

苦情の原因は、大気汚染230件(28.9%)、悪臭189件(23.7%)、騒音133件(16.7%)、水質汚濁86件(10.8%)等の典型7公害に含まれるもののが647件(81.3%)、それ以外のものは149件(18.7%)である。大気汚染21件、土壤汚染1件、振動2件、悪臭25件がそれぞれ増加し、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外は63件減少した。

公害苦情の種類別件数の年度毎推移及び平成17年度の公害苦情の内訳は、図7-1a及び図7-1bのとおりである。

(2) 公害苦情の処理状況

平成17年度に処理した苦情は、新規処理796件に前年度からの繰り越し分24件を加えた820件で、このうち790件(96.3%)が受理機関において解決され、翌年度への繰越件数は30件となっている。

2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図る

ことを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

図7-1a 公害苦情件数の推移

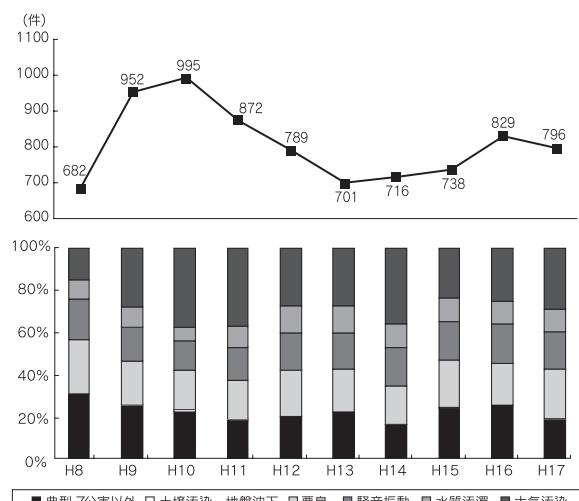


図7-1b 公害苦情件数の内訳

| | | | | |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 大気汚染 230件 (28.9%) | 水質汚濬 86件 (10.8%) | 騒音 133件 (16.7%) | 悪臭 189件 (23.7%) | 典型7公害以外 149件 (18.7%) |
| | | | 振動 7件(0.9%) | 土壤汚染 2件(0.3%) |

(1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガ

ソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）がある。（大分県公害審査会委員 資料編 2 - (4)）

(2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

第8節 地域環境保全基金

県では、地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等、地域に根ざした環境保全活動を開拓するための「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保して、地域環境を保全するための各種地域環境保全推進事業を

実施するために創設されたものである。

運用から生ずる収益は、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から18件、合計10,104千円の寄付を受け入れた。

